

山 貨 災 防 発 第 3 号
令和 4 年 4 月 2 0 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

標記の労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、事業者による労働者の健康確保措置の実施にあたり、労働者の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態の情報」という。）が適切に取り扱われるよう、別紙 1 のとおり指針の改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日から適用されております。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、心身の状態の情報が適切に取り扱われるよう、貴事業場の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 104 条第 1 項及び第 2 項において、事業者は、心身の状態の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態の情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととするとともに、労働者の心身の状態の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととされております。

また、同条第 3 項の規定では、厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされており、当該規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関する原則、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等に関して、指針が公表されております。

指針においては、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を踏まえて、事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会を活用して労使関与の下で、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲及び適切な取扱いの内容を検討して定め、適切な運用を図ることが求めら

れております。

今般、健康保険法（大正Ⅱ年法律第70号）の一部が改正され、令和4年1月1日より、保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときに、事業者に対して労働者の健診情報の提供を求めることができることとなり、また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第86号）等の一部が改正され、令和4年4月1日より施行されているところです。

これらの改正内容を踏まえ、指針において示す心身の状態の情報の取扱いに関する原則等について、所要の改正が行われました。

2 改正の内容

(1) 心身の状態の情報の取扱いの原則（情報の性質による分類）関係

心身の状態の情報のうち健康診断の結果について、医療保険者から健康保険法第150条第2項等に基づく健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供する場合には、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを追加しました。

(2) その他

個人情報保護法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行いました。

以 上

添付資料： 「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」新旧対照表 … 別紙1

「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」 … 別紙2

本文書および添付資料は、陸災防山形県支部ホームページにアップしています。
